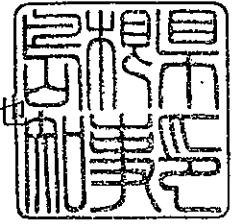


経済産業大臣 萩生田 光 一 様

島根県知事 丸 山 達 也
(防災部原子力安全対策課)



中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた
政府の方針について (回答)

令和3年9月15日付け20210915資第3号で理解要請のありましたこのことについては、現状においてはやむを得ないと考え、中国電力株式会社に対し「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に基づく設置変更許可に係る事前了解を行いました。

このたびの了解に当たり、貴職におかれては、下記事項について、関係府省庁と連携し、政府として適切な対応をいただくよう要請します。

また、出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から別添の意見の提出があり、これを添付するので、本県の要請事項と同様、適切な対応をいただくよう要請します。

記

1. 国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと。
2. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること。
3. 原子力発電所の稼働・再稼働の判断に立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを設けること。
4. 国は、万が一の事故の際に懸念される汚染水への対策が中国電力において引き続き適切に実施されるよう指導すること。
5. 原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。
6. 原発依存度を可能な限り低減するため、再生可能エネルギーの導入促進を図ること。
7. 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金については、地域の実情に十分配慮した交付金額・期間とすること。
また、原子力防災対策が必要な区域が30キロ圏内まで拡大されたことから、電源三法交付金等については、既存の対象地域に対する交付水準を確保した上で、原子力災害対策重点区域まで対象を拡大すること。